

令和2年8月

## 経営継続補助金（2次公募）について

令和2年7月14日現在の公募要領に基づき、記載しております。変更等がある場合には、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図ります。

公募要領等については、経営継続補助金事務局のホームページ(<https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>)をご確認ください。

### 【受付期間】

令和2年9月中旬～令和2年9月下旬を予定しております。

※詳細が決まり次第、各支所・あぐり店舗へチラシを掲示します。JA邑楽館林ホームページにも掲載します。

### 【実施期間】

令和2年5月14日(木)～令和2年12月31日(木)

※実施期間中に、契約・発注、支出した経費が補助対象です。

### 【補助対象者】

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)

※常時使用する従業員数が20人以下であること

※1次公募で採択となった申請者は、2次公募に申請することはできません。

※1次公募で不採択となった申請者は、2次公募に再度申請することが可能ですが、経営計画の再検討が必要となります。

### 【補助対象となる経費】

(1)及び(2)の取組

(1)新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための次の①～③のいずれかの取組を含む「経営継続」に基づいて実施する経営の継続に向けた取組

①国内外の販路回復・開拓

②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換

③円滑な合意形成の促進等

※補助対象経費の 1/6 以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」又は「感染時の業務継続の体制の構築」に充てる必要があります。

(2)(1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組

【お問い合わせ先】

詳しくはJA邑楽館林各課へお問い合わせください。

〈青果に関すること〉

園芸部園芸企画課 73-4991

〈米麦に関すること〉

農畜産部営農対策課 74-5178

〈畜産に関すること〉

農畜産部畜産課 74-5117

あらかじめ導入を希望される機械装置等の見積書・カタログと確定申告書(税務署受付印のあるもの)・決算書をご用意いただくと、お問い合わせ・受付・申請をスムーズに行うことができます。